

鹿沼市建設工事等の入札及び契約に係る情報等公表事務処理要領

平成17年11月29日

鹿沼市告示第158号

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年閣議決定。以下「指針」という。）に基づき、鹿沼市（以下「市」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）その他の業務の入札及び契約に係る事務の透明性を確保することにより、市の説明責任を果たすとともに、不正行為の未然防止を図ることを目的とする。

(公表事項等)

第2条 公表事項、公表文書又は様式、公表期間及び公表方法（以下「公表事項等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 発注見通しに関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根拠
ア	工事名、種別、場所、工事期間及び工事概要	鹿沼市建設工事発注見通し一覧（様式第1号）	毎年度4月1日以降速やかに、当該年度3月31日まで（公表時期は4月1日とし、以下4半期ごと（7月1日、10月1日及び1月1日）に補正公表する。）	閲覧及びHP	政令第5条第1項第1号
イ	入札及び契約方法	同上	同上	同上	政令第5条第1項第2号
ウ	入札予定時期	同上	同上	同上	政令第5条第1項第3号

備考 公表対象は、工事のみとする。

(2) 入札参加資格に関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根拠
ア	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格	競争入札参加資格に関する公示（地方自治法施行令第167条の5第2項及び167条の11第3項）	左記公示日から、当該入札参加資格の有効期限まで	閲覧及びHP	政令第7条第1項第1号及び第2号
イ	一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する者の名簿	競争入札参加有資格者名簿（様式第2号）	左記名簿作成後速やかに、当該入札参加資格の有効期限まで	同上	同上
ウ	指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準	鹿沼市指名業者選定要綱	左記基準の施行期間	同上	政令第7条第1項第3号
エ	入札参加資格者の評点並びに格付等級及び順位	建設工事有資格者格付表（様式第3号）	左記一覧表作成後速やかに、当該入札参加資格の有効期限まで	閲覧	指針第21(1)イ
オ	格付け等級区分の基準	鹿沼市建設工事入札参加資格審査事務処理要領	左記要領の施行期間	閲覧及びHP	同上

備考 第2号ア及びイは工事・業務委託・物品を対象とし、エからオまでは工事を対象とする。

(3) 入札及び契約の過程に関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	条件付き一般競争入札、事後審査型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格	入札公告（条件付一般競争入札、事後審査型条件付一般競争入札公告様式）	公告期間	閲覧及びHP	政令第7条第2項第1号
イ	一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称	一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書（様式第6号）	入札終了後速やかに、入札日の属する年度の翌年度末まで	同上	政令第7条第2項第2号
ウ	一般競争入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由	条件付一般競争入札参加資格確認通知書（鹿沼市条件付一般競争入札実施要領様式第3号）	同上	閲覧	同上
エ	指名競争入札に指名した者の商号又は名称	一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書（様式第6号）	同上	閲覧及びHP	政令第7条第2項第3号
オ	入札者の商号又は名称及び入札金額	一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書（様式第6号）	同上	閲覧及びHP	政令第7条第2項第4号
カ	落札者の商号又は名称及び入札金額	入札結果一覧表（様式第5号）及び一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書（様式第6号）	落札者決定後、速やかに、契約締結日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びHP	政令第7条第2項第5号
キ	低入札価格調査の設定により次順位者を落札者とした場合の理由	低入札価格調査結果公表簿（様式第8号）	契約締結後、速やかに、契約締結日の属する年度の翌年度末まで	閲覧	政令第7条第2項第6号
ク	最低制限価格未満の入札者の商号又は名称	一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書（様式第6号）	契約締結後、速やかに、入札日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びHP	政令第7条第2項第7号
ケ	総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における当該入札を行った理由、落札者決定基準及び落札者決定理由	総合評価落札方式に関する評価調書	入札書の提出後から落札者決定まで	閲覧	政令第7条第2項第8号

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
コ	予定価格（鹿沼市建設工事請負契約等に係る予定価格の公表に関する要綱に基づき公表する。）	条件付一般競争入札公告	左記公告期間	公告、閲覧及びHP	指針第2 1（1）ロ
		公募型指名競争入札の公告	同上	同上	
		指名競争入札に係る指名通知書	指名通知書到達日以降	通知	
		予定価格事前公表一覧表	指名通知をした日の翌日から入札日の前日まで	閲覧	
		予定価格調書写（入札書比較価格欄に限る。）	同上	閲覧	
		一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書（様式第6号：入札書比較価格欄の記載を付記する。）	入札終了後速やかに、入札日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びHP	
サ	最低制限価格を定めた場合における当該価格	鹿沼市最低制限価格制度事務取扱要綱	契約締結後、速やかに、契約締結日の属する年度の翌年度まで	閲覧及びHP	指針第2 1（1）ハ
シ	低入札価格調査の要領	鹿沼市低入札価格取扱要綱	左記要項の施行期間	閲覧及びHP	指針第2 1（1）ニ
		鹿沼市低入札価格調査事務取扱要領	同上	同上	
ス	低入札価格調査結果の概要	低入札価格調査結果公表簿（様式第8号）	契約締結後、速やかに、契約締結日の属する年度の翌年度末まで	閲覧	同上

## (4) 契約の内容に関する公表事項

	公表事項		公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	契約の相手方の名称及び住所	入札	鹿沼市建設工事契約状況表（様式第7号）	契約締結後速やかに、契約締結日の属する年度の翌年度末まで	HP	政令第7条第2項第9号イ
		随意契約	同上			
イ	工事の名称、場所、種別及び概要	入札	同上	同上	同上	政令第7条第2項第9号ロ
		随意契約	同上			
ウ	工事着手の時期及び工事完成の時期	入札	同上	同上	同上	政令第7条第2項第9号ハ
		随意契約	同上			
エ	契約金額	入札	同上	同上	同上	政令第7条第2項第9号ニ
		随意契約	同上			

## (5) 随意契約の締結に関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由	随意契約理由書（様式第10号）	入札（随意契約）執行後速やかに、入札（随意契約）日の属する年度の翌年度末まで	閲覧 （予定価格が鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号）第76条の表に定める額以下の額である契約を除く。）	政令第7条第2項第10号

## (6) 契約変更に関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	契約金額の変更を伴う契約変更をした場合の契約の内容	契約変更理由書（様式第11号）	変更契約締結後速やかに、変更契約締結日の属する年度の翌年度末まで	閲覧	政令第7条第3項
		鹿沼市建設工事契約状況表（様式第7号）	変更契約締結後速やかに、変更契約締結日の属する年度の翌年度末まで	HP	

## (7) 指名停止に関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	指名停止の基準	鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準	左記基準の施行期間	閲覧及びHP	指針第21(1)チ
イ	指名停止を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由	指名停止実施状況公表簿（様式第9号）	指名停止後速やかに、指名停止期間が終了した日の属する年度の翌年度末まで	HP	同上
		指名停止通知書写し（鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準様式第2号）	同上	閲覧	

## (8) 談合情報等に関する公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	談合情報を得た場合等の取扱要領	鹿沼市談合情報事務処理要領	左記要領の施行期間	閲覧及びHP	指針第2 1(1)ヲ

## (9) 苦情及び再苦情処理の結果の公表事項

	公表事項	公表文書又は様式	公表期間	公表方法	根 拠
ア	苦情及び再苦情の申立て者の名称、苦情の内容及びその回答	苦情申立書(鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準様式第6号)・回答書写し	回答書発送後速やかに、回答日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びHP	鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準第18条第2項
イ	苦情及び再苦情の申立て者の名称、苦情の内容及びその申立てを却下した理由	苦情申立書(鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準様式第6号)・申立て却下理由書写し	申立て却下理由書発送後速やかに、却下した日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びHP	同上

2 第1号から第9号の表中に規定する文言の意味及び取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公表方法における「HP」とは、当該文書等をインターネット・ホームページに掲載する方法をいう。
  - (2) 公表方法における「閲覧」とは、契約検査課窓口及び発注部局に当該文書等を備え付け閲覧に供する方法をいう。
  - (3) 閲覧による公表は、休日を除き午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 第1項各号の公表事項等に変更が生じた場合には、速やかに変更後の公表事項等を公表するものとする。
- 4 第1項第1号の公表事項については、概算設計金額が400万円を超える工事請負契約を対象とする。